



いまだき  
相談事例 1

## 電気・ガスの契約切替えに注意!

### ●相談事例

突然、事業者が来訪し、「電気料金が安くなるプランがある」と言われたので、契約している電力会社だと思った。ガスとのセット割引があるというので、安くなるならと思い、検針票等を見せて手続きした。その後、契約書が届き、別の事業者との電気・ガスの切替契約になっていることがわかった。契約先を変えるつもりはなかったので、解約したい。

### ●アドバイス

- 2016年に電力、2017年にはガスの小売り全面自由化が始まり、消費者は自由に電気・ガスの購入先や料金メニューを選ぶことができるようになりました。しかし、新規参入した事業者からの勧誘をめぐるトラブルが継続して発生しています。
- 小売事業者や代理店が電話勧誘や訪問販売を行う時は、特定商取引法の規制を受けます。勧誘前に事業者名や勧誘目的等を告げる必要があり、契約締結時は契約内容を記載した契約書面を交付することが義務付けられています。
- 事例の場合は、契約書面を受領してから8日以内であれば、クーリング・オフにより無条件解約をすることができます。
- 電気・ガスの勧誘を受けた時は、契約先や供給条件の説明をしっかりと受け、自分のライフスタイルに合うものかを検討した上で申し込みましょう。契約した場合は契約書面をよく確認してください。また、必要がないと思った時は、きっぱりと断ることが大切です。切替えの意思がなければ、検針票に書かれた情報は伝えないようにしましょう。
- 電気の契約切替えのトラブルで困った時は、消費者行政センターにご相談ください。



いまだき  
相談事例 2

## 電子ギフト券の買い取りサイトに気をつけて!

### ●相談事例

大手通販サイトの電子ギフト券を格安で販売している買い取りサイトを見つけた。公式サイト以外で購入することは少し不安だったが、登録できなかった場合はキャンセルできるとあったので、10万円分の電子ギフト券を購入した。通販サイトの自分のアカウントに無事登録することができたが、1週間後、登録したはずの10万円が消えていた。通販サイトに問い合わせると、規約に基づき取り消したということだった。電子ギフト券を購入した買い取りサイトには、一度アカウントに登録できているのでキャンセルできないと言われた。

### ●アドバイス

- 電子ギフト券は、インターネットのショッピングサイトなどで商品やサービスの支払い手段として利用することができるサーバー型プリペイドカードです。カード番号をサイトに登録することで、現金の代わりに利用することができます。
- ほとんどの電子ギフト券は、発行元が転売や換金を禁止しています。利用規約違反と判断されると無効化やアカウントの停止措置が行われ、救済を発行元に求めても、協力を得ることは困難です。
- 買い取りサイトの多くは、個人間売買の場を提供しているだけという立場で、補償制度を設けている場合でも補償の範囲は限定的です。
- キャッシュレス決済として電子ギフト券は便利なものですが、発行元がどのような利用規約を設けているのかをよく確認し、転売や換金を禁止している場合は、買い取りサイトを利用しないようにしましょう。電子ギフト券の購入に関して不安がある場合は、購入前に消費者行政センターにご相談ください。